

むつ市議会第250回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)
- 第4 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第5 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第6 議案第83号 指定管理者の指定の変更について
(下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第7 議案第84号 市道路線の認定について
- 第8 議案第85号 市道路線の変更について
- 第9 議案第86号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第10 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第11 議案第88号 令和3年度むつ市一般会計補正予算
- 第12 議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 報告第27号 令和2年度むつ市健全化判断比率の修正について
- 第14 報告第28号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第15 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第16 議案第90号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管営業者	村田	尚
代査委員	齊藤	秀人	総務部長	吉田	真
総務部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健康 推進部長	中村	智郎
健康 推進 部長	木村	公子	子ども s m i l e s k o f f i c e にり所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁舎 所長	木下	尚一郎
大畑庁舎 所長	伊藤	大治郎	脇野 所長	工藤	和彦

計者
理者
管會

野 藤 賀 範

理事長
局長
事務
選舉
事務

工 藤 淳 一

局長
委員
查務
監事

伊 藤 泰 成

農委會
事務
局長
局長
事務

成 田 司

部長
育部

角 本 力

水道長
部長
事務
下生
上局民理

中 村 久

部長
策監
務進
總推
務課

野 坂 武 史

育會局長
局長
事務
副
書

櫻 井 忍

部長
課幹
務主
總括
務總

葛 西 信 弘

調整長
課
策調
企
企課

福 山 洋 司

部長
課
務
財務

石 橋 秀 治

も部長
課
ど
庭

上 林 妙 子

局長
館幹
員書
務書
總括
務總

澤 田 修 一

部課
務
務
務

菊 池 亘

事務局職員出席者

局長

佐 藤 孝 悦

次 長

中 野 敬 三

主幹

櫻 田 誠

主 幹

堂 崎 垂 希

主任

井 田 周 作

主 任

浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。
- 12月6日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第15 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第78号

- 議長（大瀧次男） 日程第1 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
- ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
- 以上で議案第78号の質疑を終わります。
- ただいま議題となっております議案第78号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
- ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
- 以上で議案第79号の質疑を終わります。
- ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
- 本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのものであります。
- これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
- ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
- 以上で議案第80号の質疑を終わります。
- ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたしま

す。

本案は、むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第82号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第5 議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第83号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第6 議案第83号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

本案は、下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第84号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第84号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第85号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第8 議案第85号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第86号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議案第86号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に川向常寛氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第87号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第10 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任

する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に鴨澤信幸氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第88号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第11 議案第88号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 補正予算書のうちの第2表、

繰越明許費中の土木費、道路整備事業費の浜通線融雪溝整備事業の、これの繰越明許費を設定した理由はなぜか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

道路に埋設されている通信設備が設置する融雪溝に干渉することから、これらの移設等に時間を要するため繰越しをするものであります。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） このことで、事業全体計画の変更等はあるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 通信事業者との協議、調整を要することから、各年度の工事配分は変更いたしますが、現時点では令和6年度の完成時期に影響はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第27号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 報告第27号 令和2年度むつ市健全化判断比率の修正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第28号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 報告第28号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに

ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

報告第28号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第29号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 報告第29号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第16 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 議案第90号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。ただいま追加上程されました議案第90号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び

内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、3億8,583万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、411億1,620万円となります。

まず、歳出についてであります。民生費に子育て世帯への臨時特別給付金事業費を計上しております。

これは、先行給付金として、一定の所得制限の下、0歳から高校3年生までの子ども1人当たり5万円を、年内を目途に支給するものであります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の交付見込額を計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大瀧次男) これにて提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第90号

○議長(大瀧次男) これより議案第90号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

5 番野中貴健議員。

- 5 番（野中貴健） 議案第90号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金ということですが、今現在むつ市に対して国からの通達とありますが、そういう状況がどういう形で通達が来ているのか。あとは、その給付金のこれからする給付方法等、今分かっている時点でお伝えください。

- 議長（大瀧次男） 市長。

- 市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

通知の状況とありますが、12月3日に自治体向けの説明会というか、説明資料が配付をされています。この中では、11月19日の閣議決定が引用される形で、児童を養育している者の年収が960万以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たち1人当たり10万円相当の給付を行うと。

具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については新型コロナウイルス感染症対策準備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始する。これに加えて来年春の卒業、入学、新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うというような形で来ています。これに基づいて、今回補正予算を提出させていただいておまして、むつ市といたしましては、まず5万円の給付については、これは現金で、公務員の世帯を除き、12月27日に振り込むというような形で考えてございます。

残りの5万円分のところについては、クーポンでということですが、この説明会の中で例外的に現金も認められるというようなことも書いてございましたので、私たちといたしまして

は、現金での給付を基本に考えていきたいと、このように考えてございます。

- 議長（大瀧次男） 5 番。

- 5 番（野中貴健） むつ市では、クーポンではなく現金でという考え方を確認できました。

それで、先ほど市長からありましたけれども、所得制限、国からのやつはあるのですけれども、このむつ市の独自と言ったら独自ですが、そこら辺制限あるのかなのか、またあるとしても世帯主もしくは世帯での合算なのか、そこら辺の件、詳しくお願いします。

- 議長（大瀧次男） 市長。

- 市長（宮下宗一郎） 担当部長から答えてもいいのですが、まず960万円以上の方々の例外はございません。むつ市においては、960万円以下の方々に給付をさせていただくということになってございます。

それから、夫婦とありますが、世帯の合算ということもございません。その世帯主の給与、収入が960万円ということのその上限での給付となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（大瀧次男） 5 番。

- 5 番（野中貴健） 今のは先行給付ですがけれども、残りといいますが、次の給付予定といいますが、今の段階で分かることがあればなのですけれども、例えばこれがもし3月とかに予定しているのであれば、市役所のほうも決算時期で、年度末ということではなかなか忙しいということもあります。またワクチン接種も始まるということで、大変忙しい時期になると思いますけれども、この次の給付予定の日にもち等ありましたらお願いいたします。

- 議長（大瀧次男） 市長。

- 市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今のお尋ねに対しては、結論からいくと未定ではありますが、今回の給付金のその趣旨に鑑みます

と、年度内に給付するということが必要だというふうに考えてございます。現金による給付を許容するケースというのが自治体の説明会の中でありまして、その中では令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限りということで現金給付となっておりますので、恐らくそういう要件に我々の自治体は該当すると思いますので、クーポンではなく現金で給付をしたいと、このように考えてございます。

ちょっとお時間をいただいて、これ非常に重要な問題ですので、クーポンを発行する場合、これだけ大変だということを少しお話をさせていただきます。

まず、クーポンを発行する場合には、クーポンそのものを私たちが製作する必要があります、これデザインも含めて。偽造防止の観点からのデザインも含めて作成する必要があります。さらに、クーポンを当然印刷する必要があります。国は、500円券でということをおっしゃるので、1人分ということでいくと、500円掛ける100枚、これ準備しなければいけないということの印刷の手間があります。もちろんお金もかかります。さらに、印刷したものを4,780世帯、7,650人分、これ郵送しないといけないということで、まずクーポンを製作、発行するという点に関しても費用がかかりますし、人手もかかりますし、ミスも恐らくたくさん出てくるというふうなことだと思います。

手間がかかるのは、クーポンの発行だけではなくて、今度はクーポンが使えるお店の選定も必要になります。クーポンが使えるお店を募集して選定する必要がありますし、またそのお店の広報やお知らせを市民の方々にする必要があります。さらに、お店側としてもクーポンをもらった後、換金するという手間があります。ですから、これを年明けてから、あるいは国の予算措置してから3月までに準備するということは、ほぼほぼ不可能

であろうというふうに考えるわけです。

もう一つは、やはり受け取る側の子育ての世帯、これもやはり現金のほうがいいたろうというふうに思います。そもそもむつ市内のみで学用品や子供たちの学びのものを全てそろえるということは、基本的には現実的ではないと。例えばオンラインでZ会とかそういうところがやっている学習プログラムを購入するのに、それ使えないわけでは、それまとまったお金があれば、そういうところに1年分払えたりするわけです。ところが、そういうのには使えないと。

転勤や単身赴任が多いむつ市です。自衛隊員の皆さんのことを考えても、例えば単身赴任したお父さんが1人だけこっちに来ていて、そのお父さんに子供3人いたら、むつ市でしか使えないクーポンが15万円そのお父さんに渡るだけで、横須賀市や川崎市に住んでいる子供たちが学用品買えないのです、換金できませんから。ですから、そういうことも考えると、なかなかちょっと難しいであろうと。

何よりもクーポンというのはアナログなので、対応がデジタルではないと。私たち現金をみんなに配って回るわけではなくて、振り込むと一発でデジタルでできるわけです。一瞬なので、人を特定すれば。ですから、そういう意味ではクーポンよりは現金のほうがいいたろうと。

クーポンでないときの問題というか、現金で払うときの問題点も、これはあります。親が使い込むとか、あるいは資産形成に当たる貯金してしまうとか、あと学用品以外のものを購入するということは、これはあるのですけれども、考えてみますと、最初5万円、ではどうなるのだという話がありますし、そもそも資産形成の話でいきますと、クーポンを渡されて、クーポンで使う分はもともとのお金を使わないわけですから、そっちは資産形成に回るわけです。ですから、そんなにクーポ

ンでないときの問題というのも、これほとんどないと思っていますので、手間も時間も財源もかからない現金のほうが良いというのは、これはもう誰が見てもそのとおりだと思いますし、何よりも現金はデジタル対応になりますので、そういう意味では現金のほうを私たちとしては選んでいきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月9日は常任委員会のため、12月10日及び12月13日から16日までは議事

整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明12月9日は常任委員会のため、12月10日及び12月13日から16日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月11日及び12日は休日のため休会とし、12月17日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時46分 散会